

浜松市公告第1004号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年12月3日

浜松市長 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松助信店

浜松市中区助信町字南区266番地1外17筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋 晋

3 変更事項

(1)大規模小売店舗立地法において「来店客が駐車場を利用することができる出来る時間帯の変更

(変更前)

総駐車台数	93	うち障害者用駐車台数	3				
位置 (図面番号)	契約等の 区分	専用・共 用の別	構造	一台当たりのスペ ース (㎡)	台数	利用可能な時 間帯	店舗から駐 車場までの 距離 (m)
建物配置図	契約	専有	建物外平面駐 車場 (自走式)	12.5 ㎡(2.5m×5m)	93台	0時00分～ 24時00分	建物敷地内

(変更後)

総駐車台数	93	うち障害者用駐車台数		3			
位置 (図面番号)	契約等の 区分	専用・共 用の別	構造	一台当たりのスペ ース (㎡)	台数	利用可能な時 間帯	店舗から駐 車場までの 距離 (m)
建物配置図 (A駐車場)	契約	専有	建物外平面駐 車場(自走式)	12.5㎡(2.5m×5m)	43台	0時00分～ 24時00分	建物敷地内
建物配置図 (B駐車場)	契約	専有	建物外平面駐 車場(自走式)	12.5㎡(2.5m×5m)	50台	10時00分～ 22時00分	建物敷地内

4 変更年月日

平成22年12月3日

5 届出年月日

平成22年11月26日